

瀬戸市告示第93号



瀬戸市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月18日

瀬戸市長 川本雅之

1 日 時 令和5年8月29日 午前10時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 5 1 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について……………	1
第 5 2 号議案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について……………	2
第 5 3 号議案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について……………	4
第 5 4 号議案	瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	9
第 5 5 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 1
第 5 6 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 3
第 5 7 号議案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について……………	2 6
第 5 8 号議案	市道路線の認定について……………	2 8
第 5 9 号議案	令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 6 号）…	別冊
第 6 0 号議案	令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
第 6 1 号議案	令和 5 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
認定第 1 号	令和 4 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 2 号	令和 4 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 3 号	令和 4 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入	

	歳出決算の認定について……………	別冊
認定第4号	令和4年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入	
	歳出決算の認定について……………	別冊
認定第5号	令和4年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳	
	入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第6号	令和4年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及	
	び決算の認定について……………	別冊
認定第7号	令和4年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定	
	について……………	別冊
同意第17号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同意第18号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
報告第11号	令和4年度瀬戸市健全化判断比率の報告につ	
	いて……………	別紙
報告第12号	令和4年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率	
	の報告について……………	別紙
報告第13号	令和4年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算	
	について……………	別紙
報告第14号	令和4年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算	
	について……………	別紙
報告第15号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第16号	放棄した債権の報告について……………	別紙
提出	令和4年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を	
	説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和4年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経	
	営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

- 提出 令和4年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………別冊
- 提出 令和4年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について……………別冊

5 年市長提出第 5 1 号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (法人税割の税率の特例) 第 2 3 条の 2 <u>令和 6 年 1 0 月 1 日から開始し、 令和 1 1 年 9 月 3 0 日までの間に終了する各事業</u> 年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人 税割の税率は、第 3 4 条の 4 の規定にかかわ らず、1 0 0 分の 8. 4 とする。 2 から 6 まで <省略>	附 則 (法人税割の税率の特例) 第 2 3 条の 2 <u>令和元年 1 0 月 1 日から開始し、 令和 6 年 9 月 3 0 日までの間に終了する各事業</u> 年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人 税割の税率は、第 3 4 条の 4 の規定にかかわら ず、1 0 0 分の 8. 4 とする。 2 から 6 まで <省略>

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、法人税割の税率の特例を延長するに当たり、瀬戸市市税条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 5 2 号議案

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 1 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を利用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）<u>にて必要な操作を行うことにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請)</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）</u>に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正を考慮し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書で印鑑登録証明書を交付するに当たり、瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 5 3 号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(変電設備)</p> <p>第 1 1 条 屋内における変電設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3) から(10)まで <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第 1 1 条 屋内における変電設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3) から(10)まで <省略></p> <p>2 及び 3 <省略></p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 1 1 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 1 1 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接</p>

続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)から(19)まで <省略>

2 <省略>

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 <省略>

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあ

続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)から(19)まで <省略>

2 <省略>

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 <省略>

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

つては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(12)まで <省略>

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)及び(15) <省略>

別表第3 (第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

種類					離隔距離 (cm)					
					入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考
<省略>										
厨 房 設 備	気 体 燃 料	<>	<>	<省略>	<	<	<	<	<	注 ： 機 器 本 体 上

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(12)まで <省略>

(13) 蓄電池設備

(14)及び(15) <省略>

別表第3 (第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

種類					離隔距離 (cm)					
					入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考
<省略>										
厨 房 設 備	気 体 燃 料	<>	<>	<省略>	<	<	<	<	<	注 ： 機 器 本 体 上

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0	方 の 側 方 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 を 示 す 。
			炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0	
<省略>		<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	方 の 側 方 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 を 示 す 。
<省略>		<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
備考 <省略>									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の瀬戸市火

災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（理由）

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、瀬戸市火災予防条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第54号議案

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (職員に関する経過措置) 第3条 <u>当分の間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。	附 則 (職員に関する経過措置) 第3条 <u>施行日から平成32年3月31日までの間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは放課後児童支援員の要件に係る事項を改めるに当たり、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第55号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第4章まで <省略>	第1章から第4章まで <省略>
第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）	第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
<u>第6章 雑則（第49条）</u>	
附則 （保育の内容）	附則 （保育の内容）
第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 （準用）	第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 （準用）

第48条 <省略>

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、
記録、作成その他これらに類するものうち、
この条例の規定において書面（書面、書類、文
書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字
、図形等人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物をいう。
以下この条において同じ。）で行うことが規定
されている又は想定されるものについては、書
面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
認識することができない方式で作られる記録で
あって、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）により行うことができる。

第48条 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、瀬戸市家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所需の事項を改正す
るため必要があるからである。

5年市長提出第56号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 <省略></p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節から第3節まで <省略></p> <p><u>第4章 雑則（第53条）</u></p> <p>附則</p> <p> （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 <省略></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 <省略></p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節から第3節まで <省略></p> <p>附則</p> <p> （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 <省略></p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記す</u></p>

べき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通

	<p>信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 <省略></p>	<p>第7条 <省略></p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u></p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u></p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 <省略></p>	<p>第13条 <省略></p>
<p>2及び3 <省略></p>	<p>2及び3 <省略></p>

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア <省略>

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7)及び(4) <省略>

ウ <省略>

(4)及び(5) <省略>

5及び6 <省略>

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) <省略>

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア <省略>

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7)及び(4) <省略>

ウ <省略>

(4)及び(5) <省略>

5及び6 <省略>

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) <省略>

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る

。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) <省略>

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 <省略>

(特別利用保育の基準)

第35条 <省略>

2 <省略>

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ^㉞中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ^㉞中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付

。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) <省略>

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 <省略>

(特別利用保育の基準)

第35条 <省略>

2 <省略>

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ^㉞中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付

認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 <省略>

2 <省略>

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同条イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつ

認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 <省略>

2 <省略>

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同条イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつ

ては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 <省略>

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 <省略>

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 <省略>

2 <省略>

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。

ては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 <省略>

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 <省略>

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 <省略>

2 <省略>

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。

次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第2

次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定

9条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 <省略>

2 <省略>

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の瀬戸市が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る

める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 <省略>

2 <省略>

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものと

みなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア
又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子
計算機と教育・保育給付認定保護者の使用
に係る電子計算機とを接続する電気通信回
線を通じて送信し、受信者の使用に係る電
子計算機に備えられたファイルに記録する
方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルに記録された
記載事項を電気通信回線を通じて教育・保
育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保
育給付認定保護者の使用に係る電子計算機
に備えられた当該教育・保育給付認定保護
者のファイルに当該記載事項を記録する方
法（電磁的方法による提供を受ける旨の承
諾又は受けない旨の申出をする場合にあつ
ては、特定教育・保育施設等の使用に係る
電子計算機に備えられたファイルにその旨
を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他
これらに準ずる方法により一定の事項を确实
に記録しておくことができる物をもって調製
するファイルに記載事項を記録したものを交
付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認
定保護者がファイルへの記録を出力することに
よる文書を作成することができるものでなけれ
ばならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定によ
り記載事項を提供しようとするときは、あらか
じめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付
認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁
的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的

方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号

」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正等に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 5 7 号議案

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>	瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	学校設置会社の設置する学校の設置廃止等、閉鎖命令、評価等に係る事項の調査審議に関する事務	6 人以内	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>				<省略>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市国際未来教育特区学校審議会を廃止するに当たり、瀬戸市附属機関設置条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第58号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
12574	高根16号線	高根町1丁目169番1地先
		高根町1丁目169番11地先

認定路線図

